

会員各位

一般社団法人広島県歯科衛生士会
会 長 倉本 晶子

広島県地域リハビリテーション専門職等研修会の修了書交付についてのお知らせ

平素は本会運営にご支援ご協力いただきましてありがとうございます。

広島県では、介護予防事業の推進を強化するため、別紙のとおり「広島県地域リハビリテーション専門職等人材育成研修実施要項」が制定され、基礎研修及び専門研修を受講した方に「広島県地域リハビリテーション専門職等修了書」が交付されることとなりました。

つきましては、申請を希望される方は、様式1「広島県地域リハビリテーション修了証申請書」を提出していただきますようお願い申し上げます。

詳細は広島県ホームページをご覧ください。

(「様式1申請書」および「研修会一覧」、「広島県地域リハビリテーション専門職等研修会の修了書交付について」をダウンロードしてください。)

○広島県ホームページからのダウンロードの方法

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigoyobou/1249968002202.html>

■ 「はじめよう！ひろげよう！介護予防」サイトより

⇒介護予防とは ⇒3. 地域リハビリテーション活動支援事業

⇒ ◆ 参考資料

【様式1申請書】

【研修会一覧】(平成27～29年度対象研修)

【広島県地域リハビリテーション専門職等研修会の修了書交付について】

○申請方法

メール, 郵送, FAX,

○提出先

広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課健康長寿グループ

〒 730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-3214

FAX 082-502-8744

Mail fukoureishien@pref.hiroshima.lg.jp

広島県地域リハビリテーション専門職等人材育成研修実施要綱

1 目的

地域包括ケアシステムの強化に向けて、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける介護予防事業を推進するために、多職種との連携の必要性を理解し、市町等からの派遣要請に応じ、地域ケア会議や住民運営の通いの場等の多様な場において技術的助言等を実施できる人材を養成する。

2 研修対象者

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師、看護師等地域リハビリテーションに係る専門職、市町担当職員、地域包括支援センター職員

3 研修内容

- (1) 地域リハビリテーションの視点に基づき、多職種連携を基にした「口腔」、「栄養」、「運動」、「社会参加」への一体的な取り組みが実践できる内容とし、基礎研修と専門研修に分けて実施する。
- (2) 基礎研修及び専門研修の内容及び運営の方法等は、別に定める。

4 実施

- (1) 研修の実施主体は、県とする。
- (2) 県は、研修の一部又はすべてを広島県地域包括ケア推進センターに委託して実施することができる。

5 修了証の交付

- (1) 基礎研修及び専門研修の両方を受講した者に対し、修了証を交付する。
- (2) 修了証の交付を希望する者は、申請書（様式1）を県へ提出し、受講の確認を受けるものとする。
- (3) 県は、受講の確認ができた者に対し、様式2により修了証を交付する。
- (4) 県は、修了証を交付した者について、修了証番号、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- (5) 修了証の交付については、この要綱に定めるほか、別に定める。

6 その他

- (1) 修了証は、広島県地域リハビリテーション推進事業実施要綱に定める広島県地域リハビリテーションサポートセンターの指定基準である研修の受講を満たすことを証明する書類として使用することができる。
- (2) 個人情報とは、法令に基づき適正に管理するとともに、修了証に関する情報については、本人の同意を得た上で地域リハビリテーション支援体制の運営のために利用するものとする。